

ヒュームの因果論

——試行錯誤のドキュメント——

青木眞澄

はじめに

18 世紀スコットランドの哲学者デヴィッド・ヒュームが主著『人間本性論』⁽¹⁾(*A Treatise of Human Nature* [1739-40])において展開した因果論は、後世に大きな影響を与えた。ヒューム因果論に対する解釈には既に長い歴史があるが、ヒュームを懐疑論者と捉えるか、自然主義者と捉えるか、という根本的な理解において諸解釈は概ね二分されると言える。一方の極をなす懐疑論解釈は、「我々の因果推論はなぜ正しいのか」という規範的問題意識をヒュームに読み込むものである。他方の極をなす自然主義解釈は、規範性に踏み込まずに、「いかにして我々は因果推論を行っているか」という記述的問題意識を読み込むものである。これらに対し本論では、ヒュームの因果論は、前者の規範的問題意識を持ちながら、後者の心理学的方法を採るものであった、という解釈を主張する。本論ではこれを「規範心理学」と呼び、その内実を「我々はなぜ因果推論が正しいと考えるのか」という問いに答えるものと位置付ける。

本論の特徴は、ヒューム因果論そのものが、哲学的問題に対する複数の観点からの試行錯誤の過程がそのまま綴られたものと捉えることである。本論ではまず、ヒュームが『人間本性論』における因果論の前半部で「規範認識論」と「記述心理学」という二つの異なった問題意識を用意し、因果性に関わる問題をそれぞれの側面から探求が進められる点を確認する。しかし、いずれの探求からもヒュームが問題とした問いに対する答えが見出されないことが表明される点を確認する。その上で、因果論後半部において、双方の問題意識を合一させた「規範心理学」と呼ぶことのできる探求において結論が得られる点を明らかにする。このように、『人間本性論』をいわば「試行錯誤のドキュメント」として理解することによって初めて本論の規範心理学解釈は可能となる。従って本論では、紙幅の許す限りでヒュームの記述に沿いながら、こうした問題意識や方法論の移りゆきを追ってゆくことになる。

1. 二極化した論争状況：規範認識論解釈 vs 記述心理学解釈

ヒューム因果論の解釈をめぐるのは、認識論的正当化の試みと捉えるか、心理学の実践

と捉えるか、ということが問題となってきた⁽²⁾。本論では、それぞれの解釈に対応する哲学的方法論を、「規範認識論」と「記述心理学」という語において整理したい。規範認識論的方法論とは、正当化を試みるものである。ヒューム因果論がこの方法論において進められていると解釈する場合、我々が行う因果推論の正当性を示すために因果推論に理性的根拠を与えることをヒュームは試みている、と捉えられる。他方、記述心理学的方法論とは、このような正当化の試みに踏み込まずに、我々の精神の働きを明かすことに徹するものである。ヒューム因果論をこの方法論において解釈する場合、ヒュームは因果推論の成立のプロセスを記述し、我々がどのようにして現に因果推論を行なっているかを説明している、と捉えられる。

この枠組みに従うと、ヒューム因果論に関する先行研究の諸解釈は概ね次のように整理される。まず、ヒュームの因果論の要点を帰納推論の正当化に対する懐疑論と捉える、従ってその方法論を規範認識論と捉える懐疑論解釈が存在する（Russell⁽³⁾、Stroud⁽⁴⁾など）。これらは、ヒュームが T 1.3.6 において、帰納推論が理性に基づかないことを示す議論を引き合いに出し、この箇所をヒューム因果論の根本主張だと捉えるものであった。この規範認識論解釈の要点は、ヒューム因果論の結論として帰納推論に対する懐疑論を据え、これを T 1.4.7 の懐疑論的結論と結びつけることによって、『人間本性論』第一巻を徹頭徹尾懐疑論として捉える点である。これは、トマス・リード⁽⁵⁾やビーティー⁽⁶⁾といったヒュームと同時代の論者による、破壊的な懐疑論者としてのヒューム像と合致する点で、伝統的なヒューム解釈の流れを汲むものである。

一方で、この伝統的な規範認識論解釈に全面的に反対するものとして、ヒューム因果論を徹頭徹尾記述的な心理学と捉える解釈が存在する（Garrett⁽⁷⁾、久米⁽⁸⁾など）。この解釈は、ヒュームは我々が行う因果推論の正当化を一切目論んでおらず、ヒュームの目論見はむしろ、我々が行う因果推論のメカニズムの説明にある、と捉えるものである。この記述心理学解釈に従った場合のヒューム因果論の根本主張は、必然的結合の観念の発見だとされる。この解釈は、大枠において次のような形でヒューム因果論を理解するものである。まず、ヒュームは因果関係の観念の元となるような印象の探求を行う。この探求においてヒュームは、(1)因果関係の観念は知覚されない、(2)因果律は理性的に証明されない、(3)帰納推論が理性に基づかない、という否定的な結論を導く。上記規範的認識論解釈が、これらのテーゼをもってヒュームが因果推論は認識論的に正当化されないと主張した、と理解するのに対し、記述心理学解釈は、ここではあくまで「知覚」や「理性的推論」といった精神メカニズムによっては因果関係の観念は発見されない、ということが述べられているのであり、認識論的な正当化を問題としているのではない、と理解する。その上で、むしろヒュ

ームの結論は、T 1.3.14 において「私に必然性の観念を与えるのは、この印象、すなわち、[精神が] 決定 [されているという印象] である」(T 1.3.14.1)と述べられる箇所だとされる。ここでは、類似した対象同士の恒常的な随伴を経験した精神が、「決定されている」という内的印象を感じることによって、我々に因果的必然性の観念が生じている、という精神メカニズムの説明がなされている。こうして、規範的認識論解釈が正当化の不可能性テーゼだと理解する箇所を記述心理学の文脈として読み、「精神の被決定」テーゼをヒュームの結論と理解することによって、ヒューム因果論を徹頭徹尾記述心理学的探求だとする解釈が成立する。

規範的認識論解釈が上のような欠点を抱えてしまう理由は、ヒュームの探求を認識論的正当化の文脈で理解しようとすることである。一方、記述心理学解釈は、ヒュームが因果推論の認識論的正当性をそもそも問題としていない、という立場に立つものである。

この違いを、久米は次のように説明している。例えばここで問題となっている因果推論、あるいはそれを基礎づけていると想定される「未知のことは既知のことに似ている」という「自然の斉一性の原理」は、一般的で基本的な原理や枠組みとして、我々の日常生活や科学的探求において前提とされている。我々は通常、こうした「日常的枠組み」に依拠して「道が濡れているから雨が降ったはずだ」といった具体的な信念や科学的法則を正当化したり、批判し捨てていると考える。こうした日常的枠組みに内的な自然的態度・視点に立つ時には、我々はこの日常的枠組みが本当に正しいか否かを等閑視している。その一方で、我々はこうした日常的枠組みそのものを検討する態度・視点に立つこともできる。すなわち、我々は日常的枠組み自体がいかにして正当化されるのか、日常的枠組みを信じる理由は何か、と問う。この時我々は、日常的枠組みをさらにその外側から支える基礎を探す必要に迫られ、日常的信念の体系から一步退いて、日常的枠組みや原理といった底部がその外部とどのような関係に立っているかを検討する視点に立っている。このように日常的枠組みに外的な態度・視点は「超越論的な態度・視点」、「哲学的視点」、あるいは「基礎づけ視点」と呼ぶことができる⁽⁹⁾。後者は規範的認識論解釈が採る態度・視点であるのに対し、前者は記述心理学解釈が採る態度・視点である。規範的認識論解釈は、因果推論が超越的な視点から基礎づけられねばならない、という前提に立ち、ヒュームがそれを達成することができなかった、と解する。一方、記述心理学解釈は、ヒュームが因果推論そのものの正当性に対しては問題意識を向けていない、という前提に立ち、ヒュームはあくまで因果推論を行う我々の精神のメカニズムを説明することに徹している、と解する。

2. 二極化した解釈に対する見解

次節以降で詳しく見ていく通り、ヒューム因果論には記述心理学的探究という要素が認められる。それでもやはり、以下で挙げる理由により、ヒュームには規範認識論的問題意識が認められるゆえ、ヒュームが一貫して記述心理学を行っていた、と理解することはできないと考える。すなわち、『人間本性論』第一巻の序文では、「我々は、人間本性の諸原理の解明を企てることで、実は、ほとんど全く新しい基礎の上に、しかも諸学を安全に支えうる唯一の基礎の上に、諸学の完全な体系を建てることを、目論んでいる」(T Intro. 6)と述べられている。このように、ヒュームは、数学、自然哲学、あるいは宗教哲学といった諸学が、ヒュームが探求の対象とする「人間本性」の学、あるいは「人間の学」によって基礎づけられることを目標としている。『人間本性論』第一巻における第三部を占める因果関係の観念の解明が『人間本性論』の中心テーマの一つであることを考慮すれば、この記述からは、ヒューム因果論が諸学の基礎づけとなることを目標に進められている、とも考えることができるのである。

このように、さしあたりヒュームが『人間本性論』の探求の端緒としていっていると考えられる問題意識には、規範認識論的なものと、記述心理学的なものとの二種類があると考えることが妥当である。実際、T 1.4.1 では、哲学的反省を進めた結果の強力な懐疑論の導出と、この懐疑論とは無関係に我々が現に日常的信念を形成して生活を営んでいる、という自然主義的な態度の存在が対比的に表現されている。まず、前者の懐疑論について次のように論じられる。数学的真理といった「規則が確実であり不可謬である」ようないかなる確実な知識も、我々の誤りやすい不確実な諸能力について「反省」(T 1.4.1.3)を行うと、「蓋然性へと劣化する」(T 1.4.1.1)。さらに、この蓋然性について、これが「いかなる基礎の上に立つか」(T 1.4.1.3)反省すると、「我々の諸能力の真実性と正確さに対する評価における誤りの可能性から生じる新たな疑い」(T 1.4.1.5)が無限に続き、「信念と明証性の連続的な縮小、最後には、その完全な消滅」(T 1.4.1.6)が要求される、とヒュームは述べる。ヒュームのこの記述は、我々の知識や諸能力の基礎についての反省が行われているという点で、因果推論の理性的根拠を探求する、という前節で定義した規範認識論と問題意識を共有するものと言える。

しかし、上のようにヒュームは全面的な懐疑論を導出して見せた直後の箇所、ヒューム自身が本当に「懐疑論者の一人であるのか、と尋ねられるならば、私は、この問いは全く不必要な問いである」(T 1.4.1.7)と述べる。どれほど懐疑論が理論的に導出されようとも、「我々が、ある対象を、それらとある現前している印象との習慣的結合のために、より強い十分な光のうちに見ざるを得ないこと [=我々が現に因果推論を行なっていること] は、

(中略) 我々が、溢れる陽光の下で周りの物体に目を向けるとき、それを見ざるを得ないことと同様」(T 1.4.1.7)なのだとされる。つまり、懷疑論の理論的正しさと、我々が現に日常的に信念を形成していることとは、無関係なのである。この記述は、知識や推論の基礎を探究しそれが懷疑論を結論したとしても、これとは無関係な別の文脈において、現に我々が因果推論を行なっているという事実根拠に、精神メカニズムを単に記述する、という記述心理学的方法の探究の余地が存在することを示唆するものである。

さらに、ヒューム自身が、彼自身の哲学探究を反省し、双方の態度との間を行き来していることを告白している記述が、T 1.4.7 において現れる。まず、「哲学的態度」から生じた強力な懷疑論によるヒューム自身の「呆然自失」(T 1.4.7.8)状態から「日常的態度」への移行が次のように語られている。

ここはどこなのか、また、私は何なのか。私はいかなる原因から私の存在を得ているのか。(中略) 私は、これらの疑問全てによって、呆然自失し、自分を、最も深い暗闇に取り巻かれ、全ての器官と能力の使用を全く奪われて、想像できる限りで最も哀れむべき状態にいと、想像し始めるのである。(T 1.4.7.8)

非常に幸運なことに、(中略) 自然本性自体が、(中略) この哲学的な憂鬱と譫妄から、私を癒してくれるのである。私は、友人と食事をし、バックギャモンをして遊び、会話をし、愉快になる。(T 1.4.7.9)

また、「日常的態度」から「哲学的態度」への移行について、ヒュームは次のように語る。

私は、娯楽にも人と一緒にいるのにも飽きて、自分の部屋で、あるいは川端を一人で歩きながら、夢想に耽っていると、私の精神が集中力を回復してくるのを感じ、私が読書や会話においてそれについての多くの論争に出会ったような問題に私の考えを向けるように、自然に傾くのである。(中略) これが、私の哲学の起源なのである。(T 1.4.7.12)

例えば自室で哲学探究に耽り、それを極限まで推し進めると強力な懷疑論が帰結し、「呆然自失」状態に陥る。しかし、例えば一度バックギャモンで遊び始めると、哲学探究における諸問題が、それがどれほど深刻であろうと関係なく、頭から締め出され、日常的態度が回復する。また、こうした日常生活に飽きると、再び哲学的態度が回復し、日常的態度が頭から締め出され、哲学的な諸問題に没頭する、と述べられている。この引用からは、一

方の態度に立っている時には、他方の態度は思考から締め出されている、ということを読み取ることができる。ここでは、双方の態度は頻繁に入れ替わるのであり、なおかつ二つの態度が同時に思考に現れる事はない、ということがヒューム自身の哲学実践の経験に即して語られているのである。上述のように、哲学的態度は規範認識論と問題意識を共有し、日常的態度は記述心理学と問題意識を共有するゆえ、この記述は、ヒュームの哲学探究において、この二つの態度が頻繁に入れ替わりながら議論が進められてゆく事が示唆されている、と考えられる。

3. ヒューム因果論前半部の解釈

ここからは、ヒューム因果論前半部（T 1.3.1-6）における議論を、これらの議論が認識論的観点から扱われているのか、それとも心理学的観点から扱われているのか、という視点において概観する。まず、ヒュームが因果論の出発点とする箇所を検討しよう。ここでは、因果関係の観念の起源となる印象を探る、という記述心理学的方法論が確認できるが、それと同時に、認識論的問題意識を認めることもできる⁽¹⁰⁾。

順序正しく始めるならば、我々は因果関係の観念を考察し、この観念がいかなる起源から生じるかを見なければならない。正しく推論することは、我々がそれについて推論するところの観念を完全に理解することなしには不可能であり、観念を完全に理解することは、観念をその起源にまで遡り、それがそこから生じるところの最初の印象を吟味することなしには不可能である。（T 1.3.2.4）

この部分を記述心理学解釈は、因果関係の観念の成立プロセスを明かそう、という記述心理学の宣言と読む。しかし同時に、このプロジェクトの完遂が、「我々が正しく因果推論する」ということの一種の保証を意味する、と読むこともできる。すなわち、記述心理学的项目を完遂すれば、我々の因果推論は正当化される権利を得ることが可能になる、と読むことができる。従って、この箇所では、記述心理学的方法論の宣言と、認識論的問題意識が並存している、と見るのが適切であろう。

3. 1. 因果関係の知覚不可能性テーゼ：記述心理学的探究

次にヒュームは、「因果関係の観念は知覚されない」と結論する議論へ進む。ヒュームはまず、「我々の目を原因と結果と呼ばれる任意の二対象に向ける」（T 1.3.2.5）と、原因と呼ばれる対象と結果と呼ばれる対象とが「隣接」（contiguity）と「継起」（succession）という関

係にあることを見出す(T 1.3.2.6-8)。しかし、これらの関係を発見した後ヒュームは、「私が立ち往生し、原因と結果の単一の事例を考察するだけではこれ以上進めないことを、知る」(T 1.3.2.9)と述べる。つまり、これらの関係を満たしながらも因果関係とは見なされない二対象の事例が容易に挙げられるという点で、これらの関係をもって「因果関係」を定義することは不適切であり、「考慮に入れられるべきものとして『必然的結合』(NECESSARY CONNECTION)があり、この関係は上の二つの関係のいずれよりも、ずっと重要」(T 1.3.2.11)であるが、単一の事例の考察からはこの関係を発見することができないのである。

我々が「原因」、「結果」と呼ぶ二対象の観察から、「隣接」、「継起」という関係が発見される、というこの議論は勝れて記述心理学的探求と言えるだろう。ここでは、「知覚」という精神機構によって因果推論のメカニズムを説明することが試みられ、上の三つの諸関係の他には知覚されるものはない、と結論されているのである。確かに、一見したところ、ここでのヒュームの試みは、「因果関係」を「隣接」、「継起」といった他の概念に還元しようとする、つまり「因果関係」を他の概念によって基礎づけようとする認識論的試みであるようにも思われる。しかし、彼の因果論が総括的に論じられる T 1.3.14 において、ヒュームは次のように述べる。

「効力」、「作用性」、「力能」、「力」、「活動力」、「必然性」、「結合」、「産出的原理」などの名辞は、全てほとんど同義語であり、それゆえ、それらのどれかを用いて残りのものを定義することは、不合理である。(中略)我々は、その観念を、これらの定義のうちに探し求める代わりに、その観念が最初にそれから生じた印象のうちに、求めなければならない。(T 1.3.14.4)

ヒュームは因果関係の観念を確実な概念に論理的に還元する基礎づけの試みと、その元となる印象を探求するという記述心理学的試みとを区別し、後者を選んでいると言える。従って、この議論は記述心理学的観点に基づいていると言える。しかし、この議論からは、現今の目標である必然的結合の観念を発見することはできず、このことは「我々をほんのわずかしき前進させないように思われる」(T 1.3.6.3)とヒュームは告白するのである。この結果、ヒュームは問題の迂回を余儀なくされる。次節で見る因果律の正当化不可能性テーゼは、認識論的観点に基づいている、と本論は考える。

3. 2. 因果律の正当化不可能性テーゼ：規範的認識論的探究

単一の事例から必然的結合の観念の起源となる印象を発見することができなかったヒュームは、「隣接する野畑をそこらじゅう叩いて回る」(T 1.3.2.13)ような迂回した仕方で、現在の問題に指針を与えてくれるような「新たな発見＝獲物」を探索する。その一つとして、「存在し始めるものは何であれ、存在の原因を持たねばならない」といういわゆる因果律の問題が扱われる。ヒュームはこの哲学上の一般原則について、「通常、どんな証明が与えられることも要求されることもなく、あらゆる推論において当然のことと見なされている。それは、直観に基づき、口で否定することはできても、人が実際に疑うことは不可能な原則の一つ、と想定されている」(T 1.3.3.1)と特徴づける。つまりヒュームは、因果律は我々の日常的枠組みを支える事実の一つであるという理解においてこの問題を開始している⁽¹¹⁾。問題は、このように事実として認められている因果律についてのヒュームの議論が、心理学的事実探求として行われているのか、認識論的規範性を問う探求であるのか、ということである。

この箇所におけるヒュームの主張とは、因果律が直観、論証的に確実ではない、ということである。以下でこの主張に至る議論を概観する。ヒュームはT 1.3の冒頭において、七つの哲学的関係を、その関係の変化が比較される観念自身に依存的なもの（類似性、反対、質における度合い、量／数の比）と、それが観念に依存しないもの（時・空間の諸関係、因果関係、同一性）とに区分する。例えば前者に属する、三角形における三角の和と二直角との「等しさ」という関係は、我々の持つ「三角形」という観念に依存的であるが、二対象同士の「近い・遠い」という関係は、それらの対象自身に何らの変化がなくても対象の位置が変わるだけで、変化する。従って、後者のグループは「精神によっては予見され(foreseen)得ない多くの異なる偶因に依存する」(T 1.1.1.1)のに対し、前者のグループは精神によって確実に予見できるという意味で「知識と確実性」の対象となり、「直観・論証」の領域に属する。後者はむしろ、想像力において実際の結合とは反対の結合が想定可能（例えば、「二物体の衝突」という原因と「被衝突物体の運動」という結果の関係において、想像力は被衝突物体の「静止」「消滅」「円運動」等といった反対の結果を想定することが可能(cf. T 1.3.9.10)）である中で、「記憶や経験の助け」を借りて初めて成立するような、「蓋然性」の領域に属するものとされる(T 1.3.1)。

因果律の正当化不可能性テーゼとは、哲学的関係のこの区分のうち「論証・直観」の領域に因果律が属することが不可能であることを主張するものである。というのも、ここにおけるヒュームの主張の要点とは、全ての対象について、対象の原因となるような対象（＝産出原理）の観念を想定しようとしても、因果関係には反対を想定することができる（＝

想像力は産出原理の存在しない対象を想定可能である) ため、因果律を直観・論証的に想定することは不可能だ、というものだからである。「問題の真の係争点は、存在し始める全ての対象が、その存在を、ある原因に負っているかどうかということであり、私(ヒューム)は、このことが直観的にも論証的にも確実でない、と主張しているのである」(T 1.3.3.8)。

この議論は以下の理由により規範認識論的観点における探求である。すなわち、ここでは、「存在し始めるものは何であれ、存在の原因を持たねばならない」という因果律の内容自体の論証可能性が問題とされており、我々がどのようなプロセスに従って因果律を当然のものとして見なしているのか、という議論は行われてはいないからである。実際、この箇所では、因果律が正当化可能だとするホッブズ、クラーク、ロックらの議論が引き合いに出され、批判されている(T 1.3.3.4-6)。このことは、因果律が正当化されることによって、我々が行う因果推論は正当化される、という旧来の認識論的因果論と同じ土俵にヒュームが立っていることを意味する。

また、本論は、以下の理由によって、ヒュームはこの議論を単に補足的に彼の根本主張に付け加えている⁽¹²⁾のではなく、彼が因果論の結論に至るために必要な議論であったと考える。ここでの因果律の問いは、必然的結合の観念を知覚することができない、という先の議論の結果として、問題を迂回させて生じたものであった。それではなぜ、ヒュームは問題の迂回先として、この因果律の問題を扱ったのか。ヒュームはこの問題を、「それを吟味することが今の問題(必然的結合の観念の印象の探求)を解明するのに役立つ指針をおそらく与えてくれるであろうような問題」(T 1.3.2.13)だと述べる。それでは、因果律に関する議論は、どのような「指針」を我々に与えたのか。この「指針」とはヒュームが因果論を進める上での方法論、すなわち認識論なのか、心理学なのか、という問題に対して、心理学の方法論をとるべし、という指針である。確かに、ヒュームは探求の冒頭において記述心理学的方法論を宣言した。しかし上で見たように、ほどなくしてこの探求は行き詰まる。そこで、当初の方法論的前提をひとまず取り除き、旧来の認識論的因果論に則った方法論を検討しているのだと本論は考える。

上で見たように、この議論のヒュームの結論はネガティブなものである。しかしヒュームは次のように続ける。「我々が全ての新たな産出に対する原因の必然性の意見を導出するのは、知識からでも、学問的推論からでもないものであるから、この意見は、必ずや観察と経験から生じるのでなければならない」(T 1.3.3.9)。すなわち、この問題が蓋然性の領域において解決されることが期待されている。

3. 3. 問題の具体化：記述心理学的探究

上で見たように、因果律の正当化不可能性テーゼは蓋然性の領域における問題の解決への期待感を含む。そこでヒュームは、因果律の問題を「我々がなぜ、特定の原因が特定の結果を必然的に持つと結論するのか」というより具体的な問題へと置き換える。この変更は、我々が特定の原因と特定の結果の結合が必然的である、という意見を具体的に抱く時のメカニズムに焦点が当てられることを意味しており、ここからは記述心理学的探究が行われる。

この問題においてヒュームはまず、因果推論の構成要素を次のように定める。すなわち、A. 最初に我々に現前する印象ないし記憶、B. この印象と結合している原因または結果の観念への移行、そして、C. 原因または結果の観念の本性と性質である(T 1.3.4-5)。これらの問題のうち、まず A. に関して、記述心理学的探究が行われる。原因から結果への推論であれ、結果から原因への推論であれ、また推論がどれほど長い連鎖を伴うものであれ、因果推論には必ず生氣のある印象ないし記憶が構成要素として含まれている、と論じられる。(T 1.3.5)

次に、B. 最初の印象から原因ないし結果の観念への移行の分析が行われる。この議論では、上で見たような、「原因」と呼ばれる対象と「結果」と呼ばれる対象との間の関係の直接的な観察から、観察の範囲が拡大される。すなわち、事例の考察対象を複数化して、過去における類似した二対象が常に「隣接」、「継起」の関係にあったことが考慮に入れられる。つまり、我々は過去に二対象が「隣接」、「継起」という関係にあったという「経験」を持っている。この過去の二対象の「恒常的随伴」を経験していれば、「我々は、それ以上の手続きを何ら要さずに、一方を『原因』、他方を『結果』と呼び、一方の存在から他方の存在を推理する」(T 1.3.6.2)ことが見いだされるのだとヒュームは述べる。つまりここでは、「隣接」、「継起」、「恒常的随伴」の関係が因果関係の成立のための十分条件となっていることが明かされている。

以上の二つの議論は記述心理学的側面によることは、因果律の正当化不可能性テーゼの規範的認識論的議論と比べれば明らかであろう。これらの議論は我々が実際に行っている因果推論の観察に基づき、因果推論には印象の生氣や恒常的随伴の関係の存在を明らかにする記述心理学的探究である。しかし、ここでもやはり、現今の目標である必然的結合の観念を発見することはできず、このことは「我々をほんのわずかしき前進させないように思われる」(T 1.3.6.3)とヒュームは告白し、規範的認識論的側面に移り、C. 原因または結果の観念の本性と性質を問題とする自然の斉一性の原理の基礎づけ不可能性テーゼの問題へと進む。

4. 自然の斉一性の基礎づけ不可能性テーゼ：規範的認識論的探究

上述のように、ヒュームは「隣接」、「継起」、「恒常的随伴」が因果推論の成立の十分条件となることを発見した。しかし、この段階では必然的結合の観念の元となる印象の発見という当初の目標を達成できていない。そこでこの移行の本性の検討としてヒュームは、「自然の斉一性の原理」を持ち出し、これが因果推論を基礎づけるものとなっているのか論じる。「自然の斉一性の原理」とは、因果推論が理性に基づくという仮定において想定されるものである。「もし理性が我々を決定するのであれば、理性は、『経験されなかった事例は、経験された事例に必ず類似し、自然の歩みは、常に一様であり続ける』という原理に基づいて、そうするであろう」(T 1.3.6.4)。

ヒュームは、この原理を仮定した場合、この原理はいかなる理性の働きによって結論されることになるのか、検討する。ここでヒュームは、理性の働きに対し、知識(knowledge)と蓋然性(probability)という明証性の段階に従った二区分を付す。「知識」とは、観念に依存的で直観・論証の領域に属する関係であり、「蓋然性」とは、観念に依存しない、反対を予見できるような関係である。前者に属する理性の働きが「論証的推論」であり、後者に属する働きが「蓋然的推論」である。

ヒュームはまず、「論証的推論」によっては自然の斉一性の原理が証明できないと述べる。「我々は少なくとも、自然の歩みが変わることを思い浮かべることができる」(T 1.3.6.5)が、いかなる「論証的推論」もこのような変化を許容しないからである。次に成されるのは、「蓋然的推論」、すなわちヒュームがここまで問題としてきた因果推論そのものが、「自然の斉一性の原理」を基礎づけているのか、という検討である。しかし、「同じ一つの原理が他のものの原因であると同時に結果であることは、不可能である」(T 1.3.6.7)。つまり、因果推論を基礎づけるはずの「自然の斉一性の原理」が因果推論によって基礎づけられているのだとしたら循環論法に陥るため、この筋道においては証明できないとされている。

以下の理由により、この議論は規範的認識論的観点において論じられている。原因から結果への移行が理性に基づいていると仮定した場合に想定される自然の斉一性の原理を検討するこの議論では、この原理は、現に我々が行っている因果推論の観察から導出されたものではなく、あくまで想定上のものである。このことは、「もし理性が我々を決定しているのであれば、理性はこの原理の元にこれを行っているであろう」(T 1.3.6.4)という形で、仮定法が用いられていることから明らかである。そして、この原理が因果推論を基礎づける可能性が問題とされ、これが不可能であることが論理的に導出される、という議論がここで行われている。つまり、この議論は、我々がどのように因果推論を行っているのか、ということとは無関係に、自然の斉一性の原理が因果推論を基礎づけることは可能である

のか、という権利問題を問うものである⁽¹³⁾。従って、この議論は規範的認識論的探究である。

こうして、最初に立てられた「因果推論は理性によるのか、観念連合によるのか」という問いに対しヒュームは、前者を採った場合の想定としての自然の斉一性の原理が、論証的推論にも蓋然的推論にもよらないことが示された。すなわち、因果推論は理性的に基礎づけられないことが示された。この箇所をもってヒュームの規範的認識論的側面による探求は終了し、ヒューム因果論の前半部が終了すると本論は捉える。

ところで、『人間本性論』におけるこの箇所では、この問題が終了したことをヒュームが明確に宣言している記述は存在しない。しかし、このことを補う記述として、ヒュームが後年に出版した哲学的著作である、『人間知性研究』において同等の議論が論じられている箇所を参照することができる。確かに、双方の著作は、それぞれ別個の問題意識において議論が構成されているという点で、両者は区別されるべきであるが、自然の斉一性の原理をめぐる議論に関して言えば、両者は同等の問題意識において議論が進められている、という点で、このような参照は可能である。『人間知性研究』では、第四章「知性の作用に関する懐疑的疑念」における第二部において、自然の斉一性の原理をめぐる議論が、上で見たものと同等の形で展開されている(cf. E 4.2.5-6)。本論が参照する記述は、ここでの結論について、次のように述べられる箇所である。まず「私は本章において一種の平易な仕事で満足するつもりであり、ここに提示された問題に対しては、一つの否定的回答を与えることしか主張しないであろう」(E 4.2.1)と宣言されている。また、「私にできる最善のことは、たとえ何らかの解決を得る希望をおそらくほとんど持てないにしても、この難点を世間に提示することだけではなかろうか。我々は我々の知識を増大することはないにしても、少なくともこの手段により我々の無知を感じ得ることであろう」(E 4.2.8)。このように、『人間知性研究』においてヒュームは、自然の斉一性の原理の証明が不可能である、という議論を一種の否定的結論と捉え、この章を終えている。以上の理由により、本論では、『人間本性論』第一巻第三部第六節における自然の斉一性の原理の証明不可能性テーゼをもって、ヒュームの規範的認識論的探求が終了する、と解釈する。

また、本論では、『人間本性論』第一巻第三部を前半部と後半部とに分け、前者に対し規範認識論的探究と記述心理学的探究の並存、後者に対し規範心理学的探究の実行という性格をそれぞれ与えているが、『人間本性論』は、第一巻第三部がこのような形で明確に区別されているわけではない。しかし、ここでも、上と同様、『人間知性研究』に目を向けると、本論が『人間本性論』において「前半部」と呼ぶ内容に対応する内容が、『人間知性研究』では第四章「知性の作用に関する懐疑的疑念」として展開され、同じく「後半部」と呼ぶ

ところの内容が、第五章「これらの疑念の懐疑論的解決」として展開されている。本論では、この点に関しても、『人間本性論』よりも後年の著作である『人間知性研究』において、ヒュームは同様の主張をより洗練させた形で展開している、と捉え、『人間知性研究』に現れる区別を採用している⁽¹⁴⁾。

ここで注目すべき点は、ここでの規範認識論の終了が、規範認識論の方法論的な頓挫によるものであり、必ずしも、「なぜ我々の因果推論は正しいのか」という規範認識論の問いそのものを、例えば問う価値のないものだ、として却下するものではない、ということである。上で見たように、自然の斉一性の原理が証明不可能であるのは、この原理を蓋然的推論が基礎づけていると仮定した場合、循環論法に陥ってしまうためであった。これは、我々の因果推論の正しさを理性的権威によって保証しようという規範認識論的方法の行き詰まりを示すものである。もし、「なぜ我々の因果推論は正しいのか」という問題に対する応答の方法が規範認識論のみしか存在しないのであれば、この行き詰まりからは、この問題を設定したこと自体が誤りであった、と結論されることになるであろう。しかし、これまで見てきたように、ヒューム因果論には規範認識論的方法論だけでなく、記述心理学的方法論による探求も存在している。こうして、「なぜ我々の因果推論は正しいのか」という問題を、記述心理学的方法において探求する可能性が開かれる。

このように、T 1.3.6における規範認識論的探求の頓挫とは、その方法論の行き詰まりを示すものであり、規範認識論が立てた「我々の因果推論はなぜ正しいのか」という問題そのものが、例えば問われる意味のないものだとして、却下されたことを意味するものではない。それでは、この問題はどのように扱われれば良いのであろうか。

本論が提示する「規範心理学」とは、記述心理学の方法論において、「我々の因果推論はなぜ正しいのか」という規範認識論的問題意識を扱うものである。これまで見てきたように、記述心理学の方法論とは、我々行う因果推論のプロセスを事実的に記述する、というものであった。規範心理学とは、このような記述的方法において「我々の因果推論はなぜ正しいのか」ということを扱おうとするものである。しかし、これが可能となるためには、次のような問いの変更が必要となる。すなわち、ここでは、「我々は因果推論がなぜ正しいと考えているのか」ということが問題とされることになる。規範認識論の問題とは、我々自身が因果推論に対しどのような信念、意見を抱いているか、ということとは無関係に、「我々の因果推論」の正しさをいかなる権威が保証できるのか、と問うものである。しかし、この問題を規範心理学で扱うためには、この「正しさ」が我々にはどのように考えられているか、という側面から考察される必要があるのである。すなわち、規範心理学は、我々の信念、意見とは無関係なところにあるような「因果推論そのもの」を問題としない点で規

範認識論と異なる。規範心理学は、むしろ、「因果推論の正しさ」に向けられている我々の信念、意見がどのようなものであるのか、ということを問題とするものであり、この点において記述心理学の一種だという側面も確かにある。

5. 因果関係の「信念」と「観念」：規範心理学の導入として

本論では、規範心理学の導入として、ヒュームが因果関係の「信念」に着目する点に注目する。自然の斉一性の原理の証明不可能性テーゼの直後の箇所の、T 1.3.7 は「観念または信念の本性について」と題され、ヒュームの信念論が展開されている。ヒュームにおいて「信念」とは一体何であるのか。ヒュームは次のように信念論を導入する。

我々は、[恒常的] 随伴の理由を、洞察できない。ただ事柄自体を観察し、対象がその恒常的随伴から想像力における結合を獲得することを、常に見出すのである。ある対象の印象が我々に現前するとき、我々は直ちに、その対象に常に伴っていた対象の観念を抱く。それゆえ、我々は意見または信念(belief)の定義の一部として、信念とは、「現前している印象に、[自然な] 関係を持つ、すなわち連合している、ある観念である」、と定めることができるであろう。(T 1.3.6.15)

例えば私が過去において、 a_1-b_1 、 a_2-b_2 、 a_3-b_3 ... a_n-b_n という二観念の恒常的随伴の経験してきたとする。今、 a_{n+1} という印象が現前した時に、私は b_{n+1} という観念を抱く。ここでは、この b_{n+1} という観念が抱かれるということが、「私が b_{n+1} という意見または信念を抱く」ということに置き換えられている。 a_{n+1} が現前したのだから、 b_{n+1} が現前するはずである、と我々は信じ、このような意見を抱く。これはなぜなのか。

この問いには、ヒュームの次の記述が示唆を与える。「対象の観念は、対象の信念の本質的部分であるが、その全体ではない。我々は、信じていない多くの事柄を、思念するのである」(T 1.3.7.1)。この記述によれば、観念の方が信念よりも大きな外延を持つ。例えば私はサンタクロースの存在を信じていないが、思念することはできる。この場合、私はサンタクロースの観念を抱いているが、信念を抱いてはいない。例えば、私が A ボールと B ボールの衝突と、B ボールの運動という過去の恒常的随伴の経験を持っており、今、両球の衝突を見たとする。この時、私は B ボールの運動という観念を確かに抱く。しかし、ヒュームがここで言いたいことは、B ボールが消滅したり、静止したままであったり、楕円運動を始めるといった想念可能な他の観念が生じてくるのではなく、まさに B ボールの運動という観念だけが生じてくる、ということである。

続いて、この信念の本性について、T 1.3.7 において記述心理学的に論じられる。まず、我々の信念の抱き方の観察に従って、信念は単なる観念よりも生気を伴っていることが結論される。例えば、神が存在する、と我々が信じる事例において、我々が単に「神」の観念を抱く時と比べ、「神の存在」の観念を抱く時も、「神の存在」の信念を抱く時も、「神」の観念に何ら新しい観念が付け加わっているのではない、とされる(T 1.3.7.2)。つまり、内容面においては単なる観念と信念には違いはないのである。

しかし、実際には、我々がある対象を信念として抱いている時には、これを単に観念として抱いている時と比べ、「正しさ」や「真実性」を伴わせて運用している。この事態はいかにして説明されているのか。ヒュームは、これを観念が抱かれる仕方の違い、すなわち、観念の活気の違いとして説明しようとする。「精神は、現前する印象によって一度活気付けられると、次に、印象から観念への精神の状態の自然な移行によって、印象に関係を持つ対象のより生き生きとした観念を抱く、ということが起こる」(T 1.3.8.2)。このように、因果推論においては現前する印象の活気が、信念が生じる起源だとされている。

ヒュームはこれに続いて、信念は因果推論以外の精神の働きにおいても、同様に観念が活気づけられることによって生じている、と述べる。例えば、今いない友人の肖像画を見せられた人が、その友人の肖像画が似ているために、友人が現前していないにもかかわらず、友人の観念を活気を伴って抱く、という事例が挙げられている(T 1.3.8.3)。これは、類似性という原理に従って観念に活気が伝えられる事例である。また、「マホメット教徒の間でも、キリスト教徒の間でも、メッカまたは聖地を訪れた巡礼者たちは、それ以後、そこを訪れたことのない信者たちよりも、より信仰の厚い熱狂的な信者になる」(T 1.3.9.9)。このことは、巡礼者たちにおいて形成された巡礼地の生き生きとしたイメージと、その場所で起ったとされる奇跡の観念との隣接の関係によって、巡礼地の観念の生気が奇跡の観念へと伝えられるために、巡礼者の信仰心が増すためだ、と説明されている。これは、隣接という原理に従って観念に活気が伝えられる事例である。ヒュームは、次に、これらの事例のように、類似性や隣接が因果関係と協働している場合がある一方で、過去の恒常的随伴を伴わずに、単に想像力における虚構が、類似性や隣接の原理に従って我々の観念を活気づけ、あたかも因果推論に従って形成された信念であるかのごとくに振舞う場合がある、と述べる。例えば、詩人は、我々が経験したことのない死後の楽園をまざまざと描写することによって、我々に死後の楽園の観念を生き生きと抱かせる(T 1.3.9.6)。このように、我々の因果推論において生じるような信念を検討してゆくと、信念とは、過去の恒常的随伴を伴わないような単なる想像力による虚構からも生じていることが発見される。

しかしヒュームは、実際には我々は、単なる虚構から生じる諸信念と、因果推論から生

じる信念とを、次のように区別していると主張する。

類似性と隣接の関係の影響力は、単独では極めて弱く不確かであることが認められる。原因と結果の関係が、我々に任意の現実存在を確信させるのに必要である。(中略) というのは、ある印象が現れた時に、我々が別の対象を虚構する場合には、(中略) このことは、精神には小さな影響しか与えないからであり、また、同じ印象が再現したときに、我々が同じ対象をその印象に対する同じ関係に置くよう決定されている理由が、ないからである。(中略) ただ純粋な気まぐれのみが精神をそのような虚構を作るように決定でき、この気まぐれは、変動し不確かであるので、それが大した力と恒常性で働きうることは、あり得ない。精神は、[対象の] 交替を予見し予測するのである。(T 1.3.9.6)

ここで着目すべき点は、精神による反省能力である。我々にある印象が現前し、別の対象の観念を抱く時に、我々の精神は、その対象が抱かれることの「影響力」を判断し、また、現前する印象と抱かれる観念との間の必然性の「理由」を考察するのである。そして、影響力が小さく、その理由がない、と判断された場合には、その観念は「純粋な気まぐれ」による虚構の産物だ、と判断される、とヒュームはここで説明している。このようにして、因果推論から生じる信念と、単なる虚構から生じる信念とが、印象から活気が伝えられる、という全く同じ仕方によって形成されているにもかかわらず、我々の精神の反省能力の働きによって、前者は後者から区別される、とされる。

6. 精神の反省能力：因果推論の「正しさ」はどこから来るのか？

それでは、この反省能力とは、いかなるものなのか。上では、この反省能力は「影響力」や「理由」を判断するものだとされているが、これらは何を基準になされているものなのか。また、この反省能力は精神のいかなる働きに由来するものなのか。この問題には、T 1.3.13 における一般規則論が示唆を与える。

アイルランド人は機知を持ちえず、フランス人は堅実であり得ない、などという判断がそれであり、この理由で、ある事例において、アイルランド人の会話が目に見えて非常に気持ちの良いものであり、フランス人の会話が極めて思慮深いものであっても、我々は彼らに対して強い偏見を抱いているので、彼らは、それぞれ機知と理性を示しているにも拘らず、それぞれ愚鈍であり軽佻であると決めつけられる。(T 1.3.13.7)

例えば、過去に何人かの機知を持たないアイルランド人と出会った人においては、「アイルランド人」の観念と「機知のなさ」という観念とが連合し、「アイルランド人は機知がない」という「偏見」が性急に形成される。ヒュームはこれを「一般規則の形成」(T 1.3.13.8)と表現し、次のように説明する。「習慣は、我々が見慣れている対象と正確に同じである対象が提示される場合に、その全ての力をもって作用するだけでなく、類似している対象を見出す場合にも、より劣った程度の力で作用することを、その本性とする」(T 1.3.13.8)。つまり、ある特定の状況 C で判断がなされていた場合、想像力はその状況 C を一般化させ、類似した状況 C' や C'' においても同じ判断をなす傾向がある。かくして、想像力は、機知の有無とは無関係であるにも拘らず、新しく出会うアイルランド人に対し、「機知のないアイルランド人」という判断を拡大させるのである⁽¹⁵⁾。つまり、ここでの「一般規則の形成」では、「悪しき一般化」が行われている事態が意味されている。

このような一般規則と「本質的」な因果推論との関係についてヒュームは、「ほとんど全ての種類の原因において、諸条件の錯綜があり、その諸条件のうちのあるものは本質的であり、他のものは余分なものである。あるものは、結果の産出に絶対に必要なものであるが、他のものは、単に偶然によって随伴しているのである」(T 1.3.13.9)と述べる。このように、我々の日常においては、「本質的な」因果推論と「余分な」随伴とが織り交ざっているのである。

ヒュームは次に、両者の「諸条件の本性を反省することによって、修正する」(ibid.)働きが存在を主張し、同じ「一般規則」という語によってこれを次のように説明する。

これ〔上で見た偏見の源泉〕が、一般規則の第一の影響である。しかし、我々がこの精神の作用を見直して(review)、それを知性のより一般的でより権威のある働きと比較した場合、我々は、その作用が、反規則的な性格のものであり、もっとも確立された推論の原理の全てを破棄するものであることを見出し、このことが原因となって、その作用を否認するのである。これが、一般規則の第二の影響であり、第一の影響の断罪を意味する。(T 1.3.13.12)

ここでの一般規則とは、「諸条件の錯綜」の中から、「本質的な」因果関係を引き出すための規範を提示するものだと説明されている。精神には「見直し」の働きがあり、新たに経験した随伴と過去の随伴とを「比較」し、この結果前者が「反規則的」とであると判断された場合、前者は「余分な」随伴だと断じられるとされる。これが「第二の一般規則の影響」である。先行研究では、第一の一般規則の影響が「悪しき一般化」を行ってしまう精神の

傾向性を示すものである一方、第二のものは比較検討という「反省」を示し、修正、反省、指令を含意するという点で、両者は異なった性質を持つとされてきた⁽¹⁶⁾。

ここで「第二の一般規則」と呼ばれているものは、我々が因果推論と呼ぶにふさわしい判断と、そうではない判断とを区別する、精神の反省能力である、という点で、前節で引用した箇所の発展的な説明と捉えることが可能である⁽¹⁷⁾。そうであるとすれば、ここでは、前節で生じた問題に対し、次のように応答が可能であろう。

第一に、前節で見た精神の反省能力は、何を基準に、ある判断を単なる想像力の虚構とみなし、別のものを因果推論に由来する判断だと見なすのか、という問題について。この基準とは、「第二の一般規則」に他ならない。前ページの引用にあるように、この一般規則は、「知性のより一般的でより権威のある働き」を指示するものである。たとえ「アイルランド人は機知がない」という判断の恒常的随伴を一定数経験していたとしても、「アイルランド人」といった一定の地域に属するある人と、「機知のなさ」といった個人によって異なる性格とは関係のないことが、過去の同様のケースにおいて多く経験されている。この過去の経験の集積を根拠とした一般性と権威によって、両者を因果関係で結ぶことは反規則的であると判断される、と考えられる。

第二に、この精神の反省能力は、精神のいかなる働きに由来するものなのか、という問題について。ヒュームはこの一般規則は、「我々の知性の本性と、対象について我々が形成する諸判断における知性の働きの経験とに基づいて、形成される」(T 1.3.13.11)と述べている。これは、次のようなことを意味するものであろう。我々は日常的に限りない数の様々な判断を経験しているが、知性の習性として、我々の精神の能力は、こうして集積した経験の中から、因果判断の典型例を形成し、これに一般性と権威を与えることによって、「第二の一般規則」を形成している、と考えられる。

以上見てきたように、因果推論から生じる信念と、想像力の虚構から生じる信念とは、信念の内容面としては違いがない、という事態に対し、我々は、精神の反省能力の働きを用いて両者の違いを判別している、とヒュームは論じている。ここで行われている精神の反省作用とは、我々が経験的に典型的な因果推論のパターンを一般規則として形成しているということ、および、これと、新たに現前した信念とを照らし合わせることによって、その信念が因果推論から生じる信念であるのかどうかを判別することである。この作用は、現前する信念が因果推論から生じるものであるのか、という問題に、例えばサンタクロースの存在や「アイルランド人には機知がない」という判断などは、虚構や偏見を源泉とするものだ、として「因果推論として不適切である」という判断を与え、例えば二球の衝突後に一球が運動するであろう、という信念は「適切な因果推論である」という判断を与え

るものである。従って、ここでは、我々が経験的に因果推論の典型パターンとの照合を行い、それとの適合の有無に応じて、因果推論の正しさを導いていることが意味されている、とすることができる。

7. 結論

このように、精神の反省能力によるいわばメタ的な因果推論の判定と、それを通じた「修正」によって、我々は因果推論の「正しさ」を判断している。このようにして、ヒュームは因果推論の「正しさ」という規範的問題意識に対し、我々が「どのように」それを行っているのか、という心理学的探求によって結論を導いている。本論では、規範認識論的探求が一種の懐疑論的帰結をもって終了する一方、記述心理学的探求が続行することを明かした。そして、このことの意味として、規範認識論における「因果推論の正しさ」という問題意識が記述心理学へと引き継がれ、ヒューム因果論後半部での規範心理学を示唆するものであることを明らかにした。続いて、ヒュームが「因果推論の正しさ」を虚構や偏見などから生じる信念との対比の中で論じていることを明らかにした。しかし、この議論は我々の精神メカニズムを記述しているという点で規範認識論ではなく、また、「正しさ」を問題としているという点で記述心理学でもない。ここにおいて、「正しさ」に関する認識論的側面と共に、「我々の精神メカニズムを記述する」という心理学的側面が重視された規範心理学の可能性が開かれた。

本解釈は、記述心理学解釈がヒューム因果論の成果だと考える、恒常的随伴と精神の被決定の発見に加え、我々が因果推論を正しいと考える、精神のプロセスを明かしていることを、ヒューム因果論の大きな成果として強調するものである。単に我々が因果推論を行うときの精神メカニズムを記述するだけでなく、このように、我々が「因果推論は正しい」という意見を抱いていることを説明することによって、ヒュームは、我々が因果推論に信頼を置いており、因果論に対し、諸学を安全に支える人間本性の学における中心的役割を演じさせている、という点を本論は明らかにした。

註

- (1) 以後、本書への言及、引用の際には、Tと略記し、必要に応じて巻、部、節、段落番号を付すこととする。例：T 1.3.14.1 また、『人間知性研究』からの引用は、Eの後に章、部、および段落番号を付す。例：E 4.2.5 引用における括弧は引用者による意味の補いである。また、傍線は引用者による強調である。
- (2) 本節における先行研究の分析には Loeb (2006)のサーベイを参考とした。
- (3) Russell, B. (1946). *A History of Western Philosophy*, George Allen and Unwin Ltd.
- (4) Stroud, B. (1977). *Hume (The Arguments of the Philosophers)*, Routledge.
- (5) Reid, T. (1788). *Essays on the Active powers of Man: Edited by Haakonssen and James A. Harris*, Edinburgh

University Press, 2010.

(6) Beattie, J. (1770). *An Essay on the Nature and Immutability of Truth*; edited and introduced by James Fieser; Thoemmes Press, 2000.

(7) Garrett, D. (1997). *Cognition and Commitment in Hume's Philosophy*, Oxford University Press.

(8) 久米暁 (2005).『ヒュームの懐疑論』, 岩波書店.

(9) 久米 (2005), p.25

(10) ヒューム因果論前半部が規範認識論的問題意識から展開されている、という解釈には Loeb(2006)が挙げられる。ただし、本論は Loeb と異なり、該当箇所は規範認識論的問題意識から論じられる部分と、記述心理学的問題意識から論じられる部分とが頻繁に入れ替わっている、と解釈するものである。

(11) 因果律に対するヒュームの事理解解という点に関しては、記述心理学解釈を採る久米と同様である (久米(2005), p.82)。従って本論も、ヒュームがここで因果律に関する懐疑論を提出したのではなく、因果律を論証的に導出するような「合理主義」的議論を否定する意図によるものであることに反論はしない。しかし、本論では、ここでのヒュームの議論の意図は問わず、その方法論が規範認識論的問題意識に従うものなのか、記述心理学的問題意識に従うものなのかを問い、前者を結論する。

(12) 記述心理学解釈を採る久米は、この議論が因果律に関する「合理主義」を批判するという意図においてなされていると解釈する (久米(2005), p.82)。これに従うと、因果律に関するヒュームのこの議論は、ヒューム自身の記述心理学的因果論の結論に本質的に関わる議論ではなく、あくまで他の学説を論駁し自説を強化する、という機能において理解されることになる。これに対し本論では、ヒュームが規範認識論的問題意識においてこの問題の解明を試みた結果、その答えが得られなかったと考える。後述するとおり、この行き詰まりを受けて、ヒュームは「心理学を取るべし」という指針を得ることになる。この意味において、本論ではヒュームのこの議論を「試行錯誤のドキュメント」における一つのステップと捉える。

(13) 久米やギャレットなどの記述心理学解釈はこの箇所について、「もし理性が我々を決定するとすれば」という記述が、「因果推論は理性によって決定される(determin'd)のか、観念連合によってなのか」という問いに対する反事実的条件文であることに注目し、最終的に「因果推論は観念連合による」ということを導くことを意図するものだ、と解釈する (久米(2005), p. 87)。だが、本解釈はこの箇所の記述の「意図」を問題としてはいないため、この解釈とは無関係である。本解釈は、「因果推論は理性によって決定されるのか」というこの箇所の問題設定の枠組みが、理性的根拠を探索する規範認識論的問題意識によるものなのか、現に我々が行う因果推論の記述に徹する記述心理学的問題意識によるものなのかを問題とし、前者を主張するものである。

(14) ヒューム因果論を前半部と後半部とに分割する先行解釈として、ポパーのヒューム解釈が挙げられる。ポパーは、自然の斉一性の原理の証明不可能性テーゼを指して「ヒュームの論理的問題」と呼ぶ。そして、ヒュームは、この問題があるにもかかわらず、我々が因果推論を信じるのはなぜなのか、という「心理学的問題」に進んだ、とポパーは解釈している。(Popper, K. R. (1972). *Objective Knowledge: An Evolutionary Approach*, Clarendon Press, pp.2-5)

(15) Hearn, T. K. (1970). "General Rules" in Hume's Treatise' in *Journal of the History of Philosophy*, vol. 8, no.4, p.408 ヒュームの一般規則論に関しては近年の先行研究も豊富である。渡辺 (2014)、林 (2015)など、一般規則論に関して澤田和範氏よりいただいた貴重なアドバイスを大いに参考とさせていただいた。

(16) Hearn (1970), pp.405-6, p.11

(17) 確かに、ここで論じられている「アイルランド人は機知がない」という偏見は、過去に恒常的随伴が経験されているにもかかわらず、これが因果推論であると我々が同意できないような事例であり、前節で扱ったような、想像力の虚構の体系とはやや異なる事例である。しかし、この議論は本質的な因果推論を炙り出すことを目するものであるという点で、このような適用は有効である。

文献

Hume, D. (1739-40). *A Treatise of Human Nature*, ed. by D. F. Norton and M. J. Norton, Oxford, 2000.

Hume, D. (1748). *An Abstract of a Treatise of Human Nature*, ed. by D. F. Norton and M. J. Norton, Oxford, 2000.

Reid, T. 1788, *Essays on the Active powers of Man*: Edited by Haakonssen and James A. Harris, Edinburgh University Press, 2010.

Beattie, J. 1770, *An Essay on the Nature and Immutability of Truth*; edited and introduced by James Fieser; Thoemmes Press, 2000.

- Russell, B. (1946). *A History of Western Philosophy*, George Allen and Unwin Ltd.,
- Stroud, B. (1977). *Hume (The Arguments of the Philosophers)*, Routledge.
- Garrett, D. (1997). *Cognition and Commitment in Hume's Philosophy*, Oxford University Press.
- Popper, K. R. (1972). *Objective Knowledge: An Evolutionary Approach*, Clarendon Press
- Loeb, L. E. 2006, 'Psychology, epistemology, and skepticism in Hume's argument about induction', in *Synthesis*, 152: 321-338.
- 久米暁. (2005). 『ヒュームの懐疑論』, 岩波書店.
- 木曾好能. (1995). 「解説——II ヒューム『人間本性論』の理論哲学」, D. ヒューム著・木曾好能訳、『人間本性論 第一巻——知性について』(367-616 頁), 法政大学出版局.
- 澤田和範. (2014). 「ヒュームの自然主義と因果推論の正当化問題」、『哲学論叢』, 41: 35-46.
- 渡辺一弘. (2014). 「ヒューム知性論における『一般規則』と二つの『全面的懐疑論』」, 『イギリス哲学研究』, 第 37 号.
- 林誓雄. (2015). 『檻を纏った徳: ヒューム 社交と時間の倫理学』, 京都大学学術出版会.
- Hearn, T. K. (1970). "'General Rules" in Hume's Treatise' in *Journal of the History of Philosophy*, vol. 8, no.4.
- Falkenstein, L. (1997) 'Naturalism, Normativity, and Scepticism in Hume's Account of Belief' in *Hume Studies* vol. xxiii, no.1, pp.29-72.

[京都大学大学院博士後期課程・哲学]